

## 北九州市中小企業人材確保支援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業団体が行う中小企業者の人材確保のための事業に必要な経費の一部を助成することにより、若年者や女性等の中小企業への就労と技能の伝承等を推進し、もって市内中小企業者の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。

2 この要綱において、「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年11月25日法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体又はこれに準ずる団体で、その団体を構成する者（以下「構成員」という。）の4分の3以上の者が中小企業者であるものをいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する中小企業団体とする。

- (1) 北九州市内に事務所を有すること。
- (2) 構成員の4分の3以上の者が北九州市内に事業所を有すること。
- (3) 北九州市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、中小企業者的人材確保に資する事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 若年者や女性等に団体が所属する業界の役割・魅力を伝えるための啓発事業
- (2) 学生、教員等との情報交換のための交流事業
- (3) 働きやすい職場環境づくりのための推進事業
  - ア 職場環境改善のための事業
  - イ 経営者・管理者等の意識改革のための事業
- (4) 前各号に掲げる事業のほか、市長が特に助成金を交付することが適当と認める事業

(助成金の交付及び額)

第5条 市長は、第3条に定める要件を満たす中小企業団体が前条に規定する対象事業を行った場合に、当該中小企業団体の申請に基づき、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 助成金の額は、対象事業に係る経費のうち市長が別に定める経費の区分に該当する経費の2分の1に相当する額とし、40万円を上限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者が対象事業について同種の補助金等の交付を受けており、又は受ける見込みがある場合は、この要綱に基づく助成の対象としないものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める助成金交付申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る助成金の交付の可否について決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた者は、対象事業が完了したときは、20日以内に別に定める助成事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による助成事業実績報告書の提出があったときは交付すべき助成金の額を確定し、当該額を通知するとともに、別に定める方法により速やかに当該額の助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が第3条に定める要件を満たさないものと認める場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 交付決定の取消によって、当該交付決定を取り消された者又はその構成員に損害が生じた場合、市は賠償の責めを負わない。

(規則との関係)

第11条 助成金の交付は、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 第6条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第6条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日に施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。